

資料2

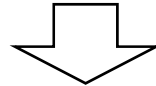
安 全 な 通 学 路

通 学 路 の 設 定

通学路決定の仕組み

各学校で、PTAや地域の交通安全推進委員会などの関係団体と連携して、年度当初に通学路の調査を実施。

(調査項目)交通事情の変化、歩道の状況、見通しなど危険箇所を確認



調査の結果から安全性を考慮した上で、校長が通学路を決定し、教育委員会に報告。

通学路を設定する上での基本的な考え方

- ①できるだけ**歩車道の区別のある道路**を通学路に設定し、区別がない場合は、**交通量が少なく、児童生徒の安全な歩行を確保できる幅員の道路**を通学路に設定する。
- ②遮断機のない無人踏切や見通しの悪い箇所など、**危険箇所を避ける**。
- ③横断歩道や信号機が設置されているか、警察官等の誘導が行われているかなど、**安全に道路を横断できる**ように通学路を設定する。

通学路の安全確保への取り組み

通学路の安全点検

●各学校での点検

毎年度通学路を決定する時の他、必要に応じて、PTAや地域の交通安全推進委員会などの関係団体とも連携し、実際に通学路を巡回して、交通事情の変化や危険箇所等を把握するなどの点検を実施している。

●通学区域の一斉点検

通学区域に関する様々な課題を検討するため、教育委員会と学校が定期的に通学区域の一斉点検事業を実施し、点検結果をもとに、通学の安全性についても検討している。

学校における交通安全指導

- 学期初や夏休み・冬休みの前などに、集会や学級活動で事故防止の指導を実施。
- 小学校体育や中学校保健体育などの教科を中心に、交通ルールや自転車の乗り方等を指導。

[参考]小学校での実施例

- 学級活動・学校行事・・・交通安全指導等
- 体育・・・5年生「保健(ケガの防止)」

地域の見守り活動

- 地域やPTAの協力で、登下校時の見守りやパトロールを実施。

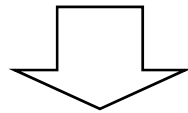
〔具体例〕

- ①自転車等に防犯ステッカーを貼ってのパトロール活動
- ②当番を決めての見守りやパトロール活動
- ③下校時間に合わせた買い物, ウォーキング, 犬の散歩などの活動



スクールゾーンの設定

- 警察等関係機関と協力して
小学校の周囲500m をスクールゾーンに設定



- ①安全運転を促す, 「文」マークの路面表示
- ②交通安全施設(ガードレール・カーブミラーなど)の整備・点検
- ③登下校時間帯の通行禁止などの交通規制



通学路の歩車分離(案)

参考資料:福岡市道路下水道局

福岡市では、児童生徒の交通安全を確保するため、今後通学路の歩車分離を進めていく予定。

	総延長	歩道設置	歩道設置率
市内の道路	3,780km	960km	25%
うち通学路	1,060km	480km	45%

小学校から半径250m以内の
通学路を重点的に歩車分離

※H18年度調査時の数値

《整備イメージ》

○歩道整備

- ・買収による用地確保
- ・現在の道路敷地内での
一方通行化などの交通規制



○歩行空間整備

- ・路側帯のカラー化
- ・防護柵の設置
- ・水路のふた設置など



通学中の交通事故とその対策

通学中の交通事故の発生状況

(1)過去3年間で通学中に交通事故が発生した件数

(小学校)

	17年度	18年度	19年度	計
東区	5	6	6	17
博多区	1	1		2
中央区	1	3	2	6
南区	4	2	3	9
城南区	1	2		3
早良区	2	4	5	11
西区	3	2	5	10
計	17	20	21	58

(中学校)

	17年度	18年度	19年度	計
東区		4	1	5
博多区		1		1
中央区				0
南区			1	1
城南区				0
早良区		1		1
西区				0
計	0	6	2	8

(2)交通事故の主な原因

- ・横断歩道での接触や巻き込み
- ・路側帯等道路の端を通行中にバイクや車に接触
- ・道路への飛び出しや無理な横断

交通事故防止の対策

(1)事故発生直後の対策

○指導にあたる教員を増やしたり, PTA・地域に協力を要請したりして, 指導箇所を増やすなど, 登下校指導を強化。

○ホームルームの時間などで, 事故の発生状況や交通ルールの遵守についての指導を実施。

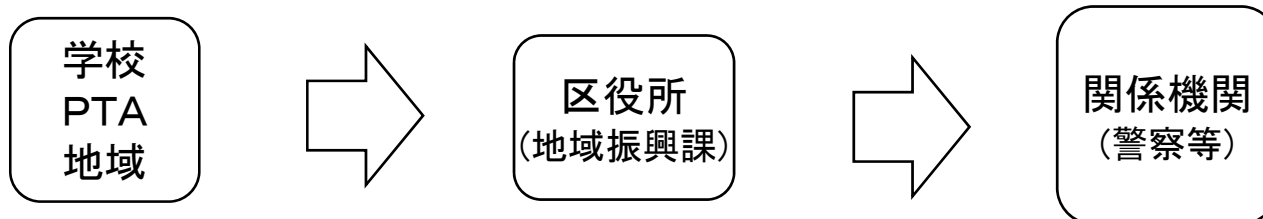
(2)関係機関への改善要望

○通学路の点検の結果, 見通しが悪いなど交通事故の原因となるような危険箇所がある場合は, 学校がPTA・地域と連携して関係機関に改善を要望。

[具体例]

- ・見通しが悪い箇所へのカーブミラー, 街灯の設置
- ・信号機や横断歩道の増設
- ・進入禁止など交通規制の新設

[要望の流れ]



(ケーススタディ)博多小学校開校にともなう通学路の設定

統合に伴う通学路設定の考え方

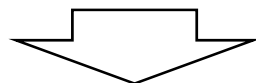
- ①既存の小・中学校の通学路を優先的に利用する。
- ②歩道の広い、「大博通り」「昭和通り」等の大通りをできるだけ利用する。
- ③大通りの横断箇所は、できるだけ1～2箇所に集約する。

通学路の現地踏査と通学路の整備

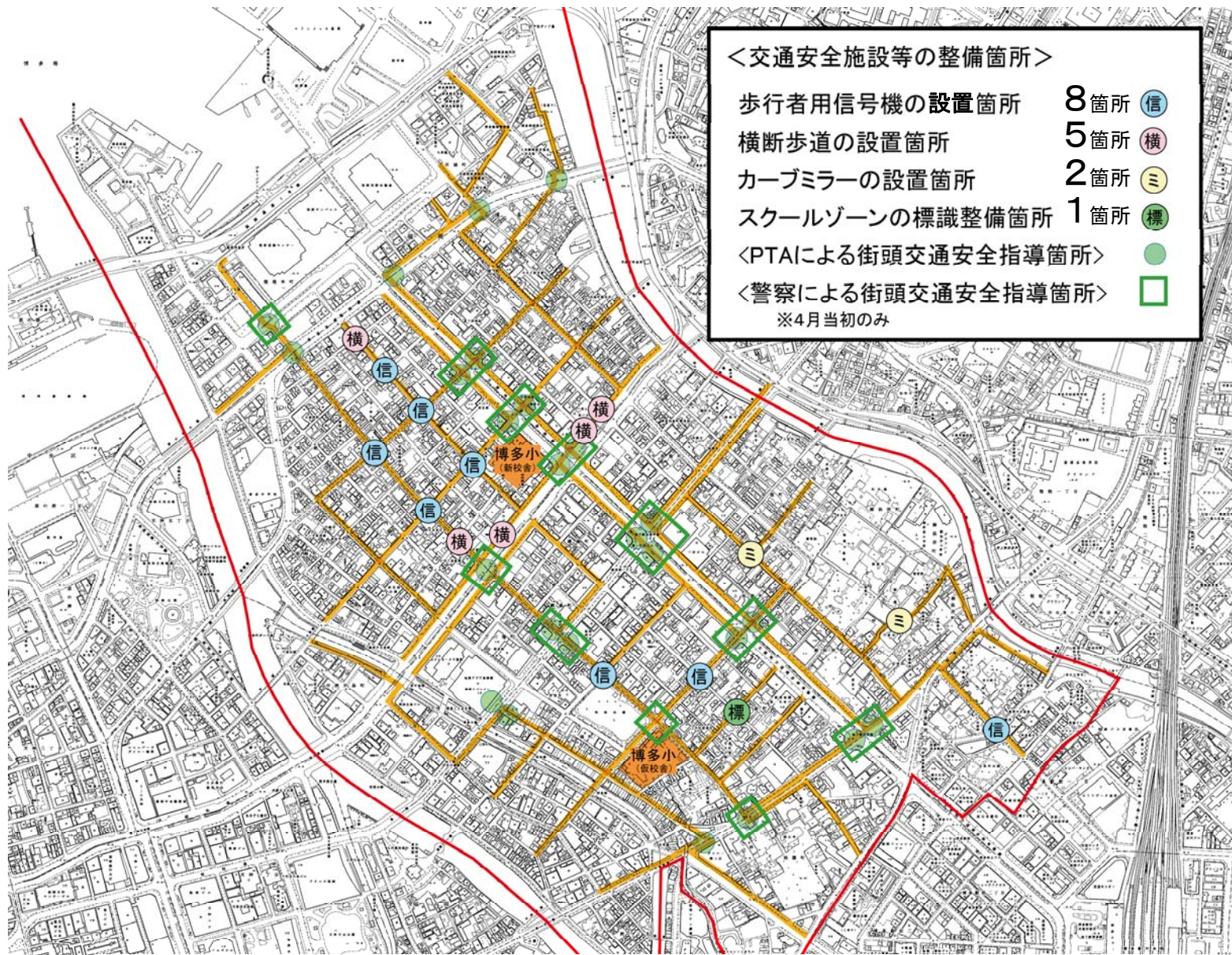
通学路の現地踏査

⇒ **新たに設定する通学路**を中心に点検

参加者	4校区の代表, 博多区役所, 教育委員会
調査事項	・横断歩道, 信号機, カーブミラー等の有無 ・交通量, 歩道の状況, 見通しなど危険箇所のチェック



警察へ要望書を提出するなど, 関係機関との協議を実施。



<交通安全施設等の整備箇所>

歩行者用信号機の設置箇所	8箇所	信
横断歩道の設置箇所	5箇所	横
カーブミラーの設置箇所	2箇所	ミ
スクールゾーンの標識整備箇所	1箇所	標
<PTAによる街頭交通安全指導箇所>		●
<警察による街頭交通安全指導箇所>		□

※4月当初のみ

統合後の10年間では…
 軽微な接触事故が1件あるだけで、**児童が負傷する事故は発生していない。**